

平成 2 3 年第 3 回 泉南市議会定例会議案書

議 案 一 覧 表

(平成23年9月8日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	平成22年度決算に基づく泉南市健全化判断比率について	1
報 告	2	平成22年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率について	5
報 告	3	平成22年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率について	9
議 案	1	泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について	13
議 案	2	泉南市樽井地区財産区管理委員の選任について	17
議 案	3	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21
議 案	4	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
議 案	5	報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	31
議 案	6	泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	35
議 案	7	泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	45
議 案	8	泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	49
議 案	9	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	10	平成23年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第2号)	57
議 案	11	平成23年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	107
議 案	12	平成23年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	115
議 案	13	平成23年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	123
議 案	14	平成23年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	133
議 案	15	平成23年度泉南市水道事業会計補正予算(第1号)	143
議 案	16	平成22年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について	149
議 案	17	平成22年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について	151
議 案	18	平成22年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について	153
議 案	19	平成22年度大阪府泉南市信達市場(久堀池)財産区会計歳入歳出決算認定について	155
議 案	20	平成22年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について	157
議 案	21	平成22年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について	159

議案	22	平成22年度大阪府泉南市海営宮池財産区会計歳入歳出決算認定について	161
議案	23	平成22年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について	163
議案	24	平成22年度大阪府泉南市新家高野・野口(大掛)財産区会計歳入歳出決算認定について	165
議案	25	平成22年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について	167
議案	26	平成22年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について	169
議案	27	平成22年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について	171
議案	28	平成22年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	173
議案	29	平成22年度大阪府泉南市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	175
議案	30	平成22年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	177
議案	31	平成22年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について	179
議案	32	平成22年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	181
議案	33	平成22年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	183
議案	34	平成22年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	185

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	35	平成 2 2 年度泉南市水道事業会計決算認定について	187
議 案	36	平成 2 2 年度泉南地域広域行政推進協議会会計打切り決算認定について	189

報告第 1 号

平成 2 2 年度決算に基づく泉南市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 2 2 年度決算に基づく泉南市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 2 3 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

平成 2 2 年度決算に基づく泉南市健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(1 2 . 9 9)	(1 7 . 9 9)	1 1 . 3 (2 5 . 0)	1 7 7 . 8 (3 5 0 . 0)

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため「 - 」と記載している。
本市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

泉南市長 向 井 通 彦 様

泉南市監査委員 井 上 高 明

泉南市監査委員 木 下 豊 和

平成 2 2 年度泉南市財政健全化判断比率審査意見について

平成 2 2 年度の泉南市財政健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査し、同条第 2 項により決定したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

平成 2 2 年度泉南市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

いずれの比率も早期健全化基準未滿であり、「財政健全化計画」策定を要しない。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成21年度	平成22年度	早期健全化基準
実質赤字比率	0.10	-	12.99
連結実質赤字比率	-	-	17.99
実質公債費比率	12.0	11.3	25.0
将来負担比率	192.9	177.8	350.0

「-」は実質赤字額・連結実質赤字額がないことを示す。

個別意見

実質赤字比率について

平成22年度の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

連結実質赤字比率について

平成22年度の連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

実質公債費比率について

平成22年度の実質公債費比率は11.3%となっており、早期健全化基準の25.0%未満である。

将来負担比率について

平成22年度の将来負担比率は177.8%となっており、早期健全化基準の350.0%未満である。

是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第 2 号

平成 2 2 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 2 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 2 3 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

平成 2 2 年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
下水道事業特別会計	-	2 0 . 0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）第 17 条の規定により事業の規模を算定

資金不足額がないため「 - 」と記載している。

泉南監報告第12号
平成23年8月10日

泉南市長 向井通彦様

泉南市監査委員 井上高明
泉南市監査委員 木下豊和

平成22年度泉南市下水道事業特別会計資金不足比率審査意見について

平成22年度の泉南市下水道事業特別会計における資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査し、同条第3項により決定したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

平成22年度泉南市下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成21年度	平成22年度	経営健全化基準
資金不足比率			20.0

「 」は資金不足額がないことを示す。

個別意見

平成22年度は資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 2 2 年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 2 年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 2 3 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

平成 2 2 年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	-	2 0 . 0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）第 17 条の規定により事業の規模を算定

資金不足額がないため「 - 」と記載している。

泉南市長 向井通彦様

泉南市監査委員 井上高明

泉南市監査委員 木下豊和

平成22年度泉南市水道事業会計資金不足比率審査意見について

平成22年度の泉南市水道事業会計における資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査し、同条第3項により決定したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

平成22年度泉南市水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成21年度	平成22年度	経営健全化基準
資金不足比率			20.0

「 」は資金不足額がないことを示す。

個別意見

平成22年度は資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

議案第 1 号

泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を泉南市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成 2 3 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

住 所	泉南市岡田六丁目 2 8 番 7 号
氏 名	松 本 隼 人（まつもと はやと）
生年月日	昭和 3 9 年 5 月 6 日
職 業	司法書士

提案理由

松本隼人氏は、平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日をもって任期満了となるが、固定資産評価審査委員会委員として最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

議案第 1 号参考

松 本 隼 人 氏 経 歴

昭和 5 8 年 3 月	学校法人清風南海学園清風南海高等学校卒業
同 6 2 年 3 月	関西大学法学部卒業
同 6 3 年 9 月	平木司法書士事務所入所
平成 2 年 1 0 月	司法書士試験合格
同 5 年 3 月	平木司法書士事務所退所
同 5 年 4 月	松本司法書士事務所開設（現在に至る。）
同 1 7 年 1 2 月	泉南市固定資産評価審査委員会委員に就任（現在に至る。）

議案第 2 号

泉南市樽井地区財産区管理委員の選任について

次の者を泉南市樽井地区財産区管理委員に選任したいので、泉南市樽井地区財産区管理会協議書第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

平成 2 3 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

住 所 泉南市樽井四丁目 2 5 番 2 7 号
氏 名 城野 伊一郎（じょうの いいちろう）
生年月日 大正 1 5 年 1 0 月 2 2 日
職 業 自営業
経 歴 元樽井区長代行

住 所 泉南市樽井五丁目 1 4 番 1 8 号
氏 名 又野 信一（またの しんいち）
生年月日 昭和 2 2 年 7 月 2 4 日
職 業 無職
経 歴 元会社員

住 所 泉南市樽井五丁目20番2号
氏 名 竹野 利宏(たけの としひろ)
生年月日 昭和7年8月18日
職 業 会社経営
経 歴 樽井区長

住 所 泉南市樽井五丁目24番2号
氏 名 芝野 誠一(しばの せいいち)
生年月日 昭和18年2月26日
職 業 無職
経 歴 元民生委員

住 所 泉南市樽井五丁目27番26号
氏 名 久世 陽一(くぜ よういち)
生年月日 昭和12年9月5日
職 業 自営業
経 歴 元樽井区選挙管理委員

住 所 泉南市樽井六丁目26番1号
氏 名 永井 五郎(ながい ごろう)
生年月日 昭和19年4月1日
職 業 自営業
経 歴 樽井区役員

住 所 泉南市樽井六丁目26番3号
氏 名 又野 孝江(またの たかえ)
生年月日 昭和14年6月29日
職 業 無職
経 歴 民生委員

議案第 3 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 3 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

財団法人大阪府市町村振興協会が公益財団法人の認定を取得し、法人名を改称すること等に伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年泉南市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

公益財団法人大阪府市町村振興協会

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成23年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの改正前の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項第2号の規定については、改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項第1号の規定に読み替えて適用するものとする。

議案第4号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年9月8日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）が一部改正され、一定の非常勤職員について、育児休業をすることができることとされたことに伴い、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が出産したことを事由として職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年泉南市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第13条の規定による特別休暇を受けて勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第12条第1号ア中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改める。

第20条中「育児短時間勤務又は」を削る。

第21条第2項中「規定より」の次に「生後1年に達しない子を育てる場合の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）が平成 23 年 8 月 24 日に施行され、体育指導委員がスポーツ推進委員に改称されたことに伴い、所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

報酬及び費用弁償条例（昭和31年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正する。
別表中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 3 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 3 年法律第 8 3 号）が平成 2 3 年 6 月 3 0 日に公布され、市民税及び固定資産税等についての制度改正が施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(泉南市市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 泉南市市税賦課徴収条例 (昭和 3 2 年泉南市条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「 3 万円」を「 1 0 万円」に改める。

第 2 3 条を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第 2 3 条 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は金銭を支出した場合においては、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額 (当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。) をその者の第 1 9 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 前項の特例控除額は、法第 3 1 4 条の 7 第 2 項に定めるところにより計算した金額とする。

第 2 6 条第 1 項中「「 給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。) 」を「「 給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。) 及び第 1 2 条第 2 項に規定する者 (施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の に掲げる者を除く。) 」に改め、同条中第 7 項を第 9 項とし、第 6 項を第 8 項とし、第 5 項を第 7 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

6 第 1 1 条第 1 項第 1 号の者は、第 2 3 条第 1 項 (同項第 2 号に掲げる寄附金に係る部分に限る。) の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3 月 1 5 日までに、施行規則第 5 号の 5 の 3 様式による申告書を、

市長に提出しなければならない。

第26条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定によつて申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

第27条第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に、「から第4項」を「又は第3項から第5項」に改める。

第28条第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「若しくは第2項」を「、第2項若しくは第3項」に、「同条第6項若しくは第7項」を「同条第8項若しくは第9項」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第42条の10第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第50条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第54条第1項、第63条第1項及び第80条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第92条の次に次の1条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第92条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第90条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第113条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第119条の2を第119条の3とし、第119条の次に次の1条を加える。

（特別土地保有税に係る不申告に関する過料）

第119条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告

書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附則第6条の2の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第6条の2の4 第23条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の2第1項、附則第9条の2の2第1項、附則第9条の3第1項、附則第9条の6第1項、附則第10条第1項又は附則第11条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第23条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第6条の3第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2千頭以内である場合に限る。）」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「送達されるとき」を「送達される時」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第16条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第

6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第7条の3第5項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

附則第9条の2第3項第2号中「、附則第6条の2の3の2第1項及び附則第6条の2の4」を「及び附則第6条の2の3の2第1項」に、「所得割の額並びに附則第6条の2の4」を「所得割の額並びに附則第9条の2」に、「所得割の額及び附則第6条の2の4」を「所得割の額及び附則第9条の2」に改め、「、同条第2項及び附則第6条の2の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条の2の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第9条の2の2第3項第2号中「、附則第6条の2の3の2第1項及び附則第6条の2の4」を「及び附則第6条の2の3の2第1項」に、「、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の2の2第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第23条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第6条の2の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第9条の3第3項第2号中「、附則第6条の2の3の2第1項及び附則第6条の2の4」を「及び附則第6条の2の3の2第1項」に、「、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の3第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第23条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第6条の2の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第9条の6第5項第2号中「、附則第6条の2の3の2第1項及び附則第6条の2の4」を「及び附則第6条の2の3の2第1項」に、「、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の6第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第23条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第6条の2の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の6第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

る。

附則第10条第2項第2号中「、附則第6条の2の3の2第1項及び附則第6条の2の4」を「及び附則第6条の2の3の2第1項」に、「、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第23条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第6条の2の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第11条の2第2項第2号中「、附則第6条の2の3の2第1項及び附則第6条の2の4」を「及び附則第6条の2の3の2第1項」に、「第23条中」を「第22条中」に、「、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第23条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第6条の2の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第11条の4第2項第2号中「、附則第6条の2の3の2第1項及び附則第6条の2の4」を「及び附則第6条の2の3の2第1項」に、「、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第23条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第6条の2の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第6条の2の3の2第1項及び附則第6条の2の4」を「及び附則第6条の2の3の2第1項」に、「、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第23条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第6条の2の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

(泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成20年泉南市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第9項、第16項及び第21項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成22年泉南市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第4項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1条中泉南市市税税賦課徴収条例第14条第1項の改正規定、同条例第28条第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第42条の10第1項、第54条第1項、第63条第1項及び第80条第1項の改正規定、同条例第90条の次に1条を加える改正規定、第113条第1項の改正規定、同条例第119条の2を第119条の3とし、第119条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日

第1条中泉南市市税税賦課徴収条例第26条の改正規定及び同条例第28条第1項の改正規定（「同条第7項若しくは第8項」を「同条第8項若しくは第9項」に改める部分に限る。）並びに次条第2項の規定 平成24年1月1日

第1条中泉南市市税税賦課徴収条例附則第6条の3の改正規定及び次条第3項の規定 平成25年1月1日

第1条中泉南市市税税賦課徴収条例附則第7条の3第5項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の泉南市市税税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第23条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1

号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第23条第1項に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2 新条例第26条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第6条の3の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の泉南市市税税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）附則第6条の3第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第5項の規定は、附則第1条第4号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第4条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 7 号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 83 号）が平成 23 年 6 月 30 日に公布され、条例規定中で引用されている条項の整理をする必要から、本条例を提案するものである。

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市都市計画税賦課徴収条例（昭和36年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第9項から第11項まで」を「第349条の3第10項から第12項まで」に、「、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第16項中「第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」を「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」に、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の泉南市都市計画税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。

議案第 8 号

泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 3 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

大阪府商工行政事務にかかる事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 3 年大阪府条例第 4 3 号）が公布されたことにより、大阪府知事の権限に属する事務である採石法（昭和 2 5 年法律第 2 9 1 号）に基づく事務の一部について、本年 1 0 月 1 日から本市へ権限移譲が行われることに伴い、当該事務に係る手数料について新たに定める必要から本条例を提案するものである。

泉南市手数料条例の一部を改正する条例

泉南市手数料条例（平成12年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中47の項を49の項とし、46の項の次に次の2項を加える。

47	採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づく岩石の採取計画の認可の申請に対する審査	1件につき52,000円
48	採石法第33条の5第1項の規定に基づく岩石の採取計画の変更の認可の申請に対する審査	1件につき33,000円

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

議案第 9 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が平成 23 年 7 月 29 日に施行され、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹を加えることになり、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年泉南市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

議案第10号

平成23年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

平成23年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ739,871千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,778,085千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年9月8日提出

泉南市長 向 井 通 彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(14)国庫支出金		3,759,429	26,168	3,785,597
	1)国庫負担金	3,551,519	9,956	3,561,475
	2)国庫補助金	189,254	16,212	205,466
(15)府支出金		1,518,038	8,390	1,526,428
	1)府負担金	898,142	2,750	900,892
	2)府補助金	499,007	5,640	504,647
(19)諸収入		242,395	9,167	251,562
	6)雑入	229,779	9,167	238,946
(20)市債		1,450,100	174,000	1,624,100
	1)市債	1,450,100	174,000	1,624,100
(22)繰越金			522,146	522,146
	1)繰越金		522,146	522,146
歳入合計		20,038,214	739,871	20,778,085

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 議会費		337,813	1,131	338,944
	1) 議会費	337,813	1,131	338,944
(2) 総務費		2,082,912	228,379	2,311,291
	1) 総務管理費	1,532,269	223,828	1,756,097
	2) 徴税費	277,320	477	276,843
	3) 戸籍住民基本台帳費	185,767	3,842	181,925
	4) 選挙費	60,014	8,349	68,363
	7) 諸費	756	521	1,277
(3) 民生費		9,411,159	4,776	9,415,935
	1) 社会福祉費	2,232,692	16,730	2,249,422
	2) 児童福祉費	3,646,855	8,185	3,638,670
	3) 生活保護費	2,177,022	3,981	2,173,041
	4) 国民健康保険費	707,810	2,398	705,412
	5) 介護保険費	646,780	2,610	649,390
(4) 衛生費		1,507,913	1,156	1,506,757
	1) 保健衛生費	370,327	168	370,159

	2)清 掃 費	1,093,913	1,166	1,095,079
	3)上水道費	43,673	2,154	41,519
(5) 農林水産業費		152,184	118	152,302
	1)農 業 費	142,789	118	142,907
(6) 商 工 費		61,754	3,110	58,644
	1)商 工 費	61,754	3,110	58,644
(7) 土 木 費		1,353,846	2,105	1,355,951
	1)土木管理費	118,712	5,840	124,552
	2)道路橋梁費	213,005	1,138	211,867
	4)都市計画費	931,094	2,597	928,497
(8) 消 防 費		798,895	2,325	796,570
	1)消 防 費	798,895	2,325	796,570
(9) 教 育 費		1,736,612	24,017	1,712,595
	1)教育総務費	303,724	3,099	300,625
	2)小学校費	403,132	14,757	417,889
	3)中学校費	114,236	7,042	121,278
	4)幼稚園費	444,442	38,382	406,060
	5)社会教育費	384,597	4,668	379,929

款	項	補正前の額	補正額	計
	6)保健体育費	86,481	333	86,814
(11)諸支出金		119,562	533,970	653,532
	1)公共施設整備基金費	35,251	180,000	215,251
	9)雑支出	81,161	39,039	120,200
	10)土地開発基金費		51,011	51,011
	11)公債費管理基金費		263,920	263,920
	歳出合計	20,038,214	739,871	20,778,085

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
退職手当債	千円 126,000	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 300,000	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ

平成 2 3 年 度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 2 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
14	国庫支出金	3,759,429	26,168	3,785,597			
(1)	国庫負担金	3,551,519	9,956	3,561,475			
	1) 民生費負担金	3,551,519	9,956	3,561,475	4. 児童扶養手当負担金	4,456	
					7. 障害者自立支援給付費負担金	5,500	
(2)	国庫補助金	189,254	16,212	205,466			
	2) 民生費補助金	92,308	16,212	108,520	1. 地域生活支援事業補助金	4,000	
					63. 認知症施策総合推進事業補助金	6,342	
					64. 24時間定期巡回・随時サービス等推進事業補助金	13,870	
15	府支出金	1,518,038	8,390	1,526,428			
(1)	府負担金	898,142	2,750	900,892			
	1) 民生費負担金	877,191	2,750	879,941	7. 障害者自立支援給付費負担金	2,750	
(2)	府補助金	499,007	5,640	504,647			

款 15 府支出金 項 2 府補助金

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	1) 総務費補助金	13,979	4,000	17,979	58. 新しい公共の場づくりモデル事業補助金	4,000	
	2) 民生費補助金	357,063	1,640	358,703	5. 地域生活支援事業補助金	2,000	
					6. 障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金	840	
					11. 介護保険事業費補助金	2,800	介護基盤緊急整備等臨時特例補助金
19 諸 収 入		242,395	9,167	251,562			
(6) 雑 入		229,779	9,167	238,946			
	1) 雑 入	229,779	9,157	238,936	10. 退職手当他会計負担金	6,010	退職手当水道事業会計負担金
					14. 雑 入	300	コミュニティ助成事業助成金(地域防災組織育成)
					55. 競艇事業収益金均てん化配分金	2,847	
	2) 過年度収入		10	10	1. 過年度収入	10	平成22年度特別障害者手当等給付費国庫負担金
20 市 債		1,450,100	174,000	1,624,100			
(1) 市 債		1,450,100	174,000	1,624,100			
	7) 退職手当債	126,000	174,000	300,000	1. 退職手当債	174,000	

22 繰越金			522,146	522,146			
(1) 繰越金			522,146	522,146			
	1) 繰越金		522,146	522,146	1. 前年度繰越金	522,146	
歳入合計		20,038,214	739,871	20,778,085			

款 22 繰越金 項 1 繰越金 目 1 繰越金

歳 出

款 1 議 会 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 議 会 費	337,813	1,131	338,944		1,131		
(1) 議 会 費	337,813	1,131	338,944		1,131		
1) 議 会 費	337,813	1,131	338,944		1,131		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	73		22,940
				3. 職員手当等	1,204		58,547
[1] 人件費事業	305,502	1,131	306,633		1,131		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	73	一般職	22,940
				3. 職員手当等	1,204	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当 子ども手当	450 11 78 41 624
2 総 務 費	2,082,912	228,379	2,311,291	184,411	43,968		
				府支出金			
				4,401			
				諸収入			
				6,010			
				市債			
				174,000			
(1) 総務管理費	1,532,269	223,828	1,756,097	184,411	39,417		
				府支出金			
				4,401			
				諸収入			
				6,010			
				市債			
				174,000			

1)一般管理費	174,209	2,826	177,035		2,826		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料 3.職員手当等	595 2,231		45,953 23,474
[1]人件費事業	83,504	2,826	86,330		2,826		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	595	一般職	45,953
				3.職員手当等	2,231	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 子ども手当	840 42 252 208 109 780 23,474
2)人事管理費	530,752	201,925	732,677	180,411	21,514		
				府支出金 401			
				諸収入 6,010			
				市債 174,000			
				節 区 分	金 額		
				2.給 料 3.職員手当等 4.共 済 費	7,348 211,415 2,142		45,681 409,124 53,614
[1]人件費事業	508,419	201,925	710,344	180,411	21,514		
				府支出金 401			
				[ふるさと雇用再生 及び緊急雇用創出 基金事業費補助金 401]			
				諸収入 6,010			

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 2 人事管理費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[退職手当他会計負担金 6,010]			
				市債 174,000 [退職手当債 174,000]			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	7,348	一般職	45,681
				3. 職員手当等	211,415	扶養手当 276 地域手当 228 住居手当 102 期末手当 1,577 勤勉手当 917 退職手当 214,599 子ども手当 84	409,124
				4. 共 済 費	2,142	共済組合納付金 2,507 厚生年金保険料 224 雇用保険料 25 厚生会事業補給金 36 健康保険料 152	53,614
5) 財政管理費	271,316	1,387	269,929		1,387		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	299		41,812
				3. 職員手当等	776		26,672
				4. 共 済 費	910		14,101
[1] 人件費事業	82,585	1,387	81,198		1,387		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	299	一般職	41,812
				3. 職員手当等	776	扶養手当 60 地域手当 7 住居手当 590 通勤手当 339 期末手当 88	26,672

						勤勉手当 子ども手当	46 72	
				4. 共 済 費	910	共済組合納付金		14,101
7) 会計管理費	33,375	8,892	42,267		8,892			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	4,963			17,084
				3. 職員手当等	2,784			8,470
				4. 共 済 費	1,145			5,710
[1] 人件費事業	31,264	8,892	40,156		8,892			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	4,963	一般職		17,084
				3. 職員手当等	2,784	地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	149 351 354 1,270 660	8,470
				4. 共 済 費	1,145	共済組合納付金 厚生会事業補給金	1,133 12	5,710
8) 財産管理費	37,680	442	38,122		442			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	296			8,533
				3. 職員手当等	146			4,064
[1] 人件費事業	15,474	442	15,916		442			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	296	一般職		8,533
				3. 職員手当等	146	地域手当 住居手当 期末手当 勤勉手当	9 20 77 40	4,064
9) 企 画 費	48,330	14,150	62,480		4,000			
				府支出金	4,000			

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 9 企 画 費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	6,382		18,611
				3. 職員手当等	2,221		12,580
				4. 共 済 費	1,547		6,256
				19. 負担金、補助及び 交付金	4,000		1,593
[1]人件費事業	37,024	10,150	47,174		10,150		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	6,382	一般職	18,611
				3. 職員手当等	2,221	扶養手当 78 地域手当 189 住居手当 310 通勤手当 11 期末手当 1,600 勤勉手当 831	12,157
				4. 共 済 費	1,547	共済組合納付金 1,535 厚生会事業補給金 12	6,256
[4]危機管理事業	5,717	4,000	9,717		4,000	政策推進課	
				府支出金	4,000		
				[新しい公共の場づくりモデル事業補助金	4,000]		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	4,000	新しい公共の場づくりモデル事業補助金	628
12)地域振興費	32,558	490	32,068		490		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	446		12,647
				3. 職員手当等	936		9,240

[1]人件費事業	26,176	490	25,686		490		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	446	一般職	12,647
				3.職員手当等	936	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 子ども手当	270 5 106 73 38 676 9,240
13)人権推進費	91,705	2,868	88,837		2,868		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	2,549		36,410
				3.職員手当等	836		19,176
				4.共 済 費	1,155		11,740
[1]人件費事業	67,326	2,868	64,458		2,868		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	2,549	一般職 その他職給	149 2,400 36,410
				3.職員手当等	836	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	234 3 96 330 303 41 21 19,176
				4.共 済 費	1,155	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	819 201 135 11,740
14)人権ふれあいセンター費	32,536	338	32,874		338		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	92		13,749
				3.職員手当等	781		7,617
				4.共 済 費	351		4,649
[1]人件費事業	26,015	338	26,353		338		

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 14 人権ふれあいセンター費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	92	一般職	13,749
				3.職員手当等	781	扶養手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	156 280 330 10 5 7,617
				4.共 済 費	351	共済組合納付金	4,649
(2)徴 税 費	277,320	477	276,843		477		
1)賦 課 費	163,669	5,551	158,118		5,551		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	1,726		59,019
				3.職員手当等	1,838		34,240
				4.共 済 費	1,987		19,643
[1]人件費事業	112,902	5,551	107,351		5,551		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	1,726	一般職	59,019
				3.職員手当等	1,838	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	120 55 81 1,182 562 34,240
				4.共 済 費	1,987	共済組合納付金	19,643
2)徴 収 費	112,451	5,074	117,525		5,074		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	499		42,760
				3.職員手当等	2,287		26,476
				4.共 済 費	638		12,967
				23.償還金、利子及び 割引料	7,500		20,000
[1]人件費事業	82,203	2,426	79,777		2,426		

				節 区 分	金 額		
				2.給 料	499	一般職	42,760
				3.職員手当等	2,287	扶養手当 762 地域手当 8 通勤手当 223 期末手当 858 勤勉手当 370 子ども手当 512	26,476
				4.共 済 費	638	共済組合納付金 1,186 厚生年金保険料 343 健康保険料 205	12,967
[2]市税徴収事務事業	29,935	7,500	37,435		7,500	税務課	
				節 区 分	金 額		
				23.償還金、利子及び割引料	7,500	市税過誤納還付金及び還付加算金	20,000
(3)戸籍住民基本台帳費	185,767	3,842	181,925		3,842		
1)戸籍住民基本台帳費	185,767	3,842	181,925		3,842		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	1,320		46,679
				3.職員手当等	1,024		22,460
				4.共 済 費	1,498		14,926
[1]人件費事業	84,065	3,842	80,223		3,842		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	1,320	一般職	46,679
				3.職員手当等	1,024	扶養手当 127 地域手当 43 通勤手当 378 期末手当 892 勤勉手当 360 子ども手当 20	22,460
				4.共 済 費	1,498	共済組合納付金 1,614 厚生年金保険料 116	14,926

款 2 総 務 費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目 1 戸籍住民基本台帳費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
(4)選 挙 費	60,014	8,349	68,363		8,349			
1)選挙管理委員会 費	18,815	8,349	27,164		8,349			
				節 区 分	金 額			
				2.給 料	4,923		8,666	
				3.職員手当等	2,113		5,402	
				4.共 済 費	1,313		2,923	
[1]人件費事業	16,991	8,349	25,340		8,349			
				節 区 分	金 額			
				2.給 料	4,923	一般職	8,666	
				3.職員手当等	2,113	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	78 145 21 50 1,300 675	5,402
				4.共 済 費	1,313	共済組合納付金 厚生会事業補給金	1,301 12	2,923
(7)諸 費	756	521	1,277		521			
1)訴 訟 費	756	521	1,277		521			
				節 区 分	金 額			
				8.報 償 費	521		756	
[1]訴訟事務事業	756	521	1,277		521	総務課		
				節 区 分	金 額			
				8.報 償 費	521	弁護士報酬	756	
3 民 生 費	9,411,159	4,776	9,415,935	30,558	25,782			
				国庫支出金 26,168				

				府支出金 4,390			
(1)社会福祉費	2,232,692	16,730	2,249,422	26,102	9,372		
				国庫支出金 21,712			
				府支出金 4,390			
1)社会福祉総務費	87,358	503	87,861		503		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	24		16,414
				3.職員手当等	527		9,233
[1]人件費事業	31,154	503	31,657		503		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	24	一般職	16,414
				3.職員手当等	527	扶養手当 330 地域手当 9 住居手当 21 通勤手当 107 期末手当 168 勤勉手当 106	9,233
8)障害福祉費	1,019,581	3,142	1,022,723	3,090	52		
				国庫支出金 1,500			
				府支出金 1,590			
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	642		32,899
				3.職員手当等	949		18,086
				4.共 済 費	1,005		11,686
				13.委 託 料	840		36,875
				20.扶 助 費	3,000		874,290
[1]人件費事業	62,671	698	61,973		698		

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 8 障害福祉費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	642	一般職	32,899
				3.職員手当等	949	扶養手当 294 地域手当 11 住居手当 330 通勤手当 77 期末手当 95 勤勉手当 32 子ども手当 540	18,086
				4.共 済 費	1,005	共済組合納付金	11,686
[2]一般事務事業	5,074	840	5,914		840	高齡障害介護課	
				府支出金	840		
				[障害者自立支援対 策臨時特例基金特 別対策事業補助金 840]			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	840	障害者システム改修委託料	
[4]障害者自立支援 給付事業	779,440	11,000	790,440		8,250	高齡障害介護課	
				国庫支出金	5,500		
				[障害者自立支援給 付費負担金 5,500]			
				府支出金	2,750		
				[障害者自立支援給 付費負担金 2,750]			

				節 区 分	金 額		
				20.扶 助 費	11,000	同行援護給付費	770,390
[5]地域生活支援事業	102,626	8,000	94,626	6,000	2,000	高齡障害介護課	
				国庫支出金 4,000			
				[地域生活支援事業 補助金 4,000]			
				府支出金 2,000			
				[地域生活支援事業 補助金 2,000]			
				節 区 分	金 額		
				20.扶 助 費	8,000	移動支援事業給付費	66,732
9)老人福祉費	126,070	14,132	140,202	23,012	8,880		
				国庫支出金 20,212			
				府支出金 2,800			
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	4,675		22,408
				3.職員手当等	2,204		13,033
				4.共 済 費	2,001		7,570
				8.報 償 費	900		982
				9.旅 費	673		79
				11.需 用 費	617		3,024
				12.役 務 費	98		363
				13.委 託 料	11,384		35,088
				14.使用料及び賃借料	112		306
				18.備品購入費	6,320		
				19.負担金、補助及び 交付金	2,908		36,032
[1]人件費事業	43,011	8,880	34,131		8,880		

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 9 老人福祉費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	4,675	一般職	22,408
				3.職員手当等	2,204	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	216 147 24 1,196 621 13,033
				4.共 済 費	2,001	共済組合納付金 厚生会事業補給金	1,989 12 7,570
[8]認知症ケア推進事業	1,519	6,342	7,861		6,342	高齡障害介護課	
				国庫支出金 [認知症施策総合推進事業補助金 6,342]	6,342		
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	900	講師謝礼	30
				9.旅 費	673	普通旅費	
				11.需 用 費	617	消耗品費	752
				12.役 務 費	98	郵便料 コピーパフォーマンス料	8 90 90
				13.委 託 料	3,434	認知症ケア研究会委託料 認知症ケア推進事業委託料	210 3,224 3,434
				14.使用料及び賃借料	112	会場借上料	
				18.備品購入費	400	器具購入費	
				19.負担金、補助及び 交付金	108	セミナー参加費	
[11]地域包括ケア推進事業	7,000	16,670	23,670		16,670	高齡障害介護課	

				国庫支出金 13,870 [24時間定期巡回・ 随時サービス等推 進事業補助金 13,870]			
				府支出金 2,800 [介護基盤緊急整備 等臨時特例補助金 2,800]			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	7,950	地域包括ケア推進事業委託料	7,000
				18.備品購入費	5,920	器具購入費	
				19.負担金、補助及び 交付金	2,800	地域包括ケア推進事業補助金	
15)後期高齢者医療 費	669,215	1,047	668,168		1,047		
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	1,047		142,114
[3]後期高齢者医療 事業特別会計繰 出金事業	142,114	1,047	141,067		1,047	健康保険課	
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	1,047	後期高齢者医療事業特別会計への繰出金	142,114
(2)児童福祉費	3,646,855	8,185	3,638,670	4,456	12,641		
				国庫支出金 4,456			
1)児童福祉総務費	1,726,004	8,987	1,717,017		8,987		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	5,019		28,158
				3.職員手当等	1,871		11,583

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 1 児 童 福 祉 総 務 費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				4. 共 済 費	2,097		8,749
[1]人件費事業	48,490	8,987	39,503		8,987		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	5,019	一般職	28,158
				3. 職員手当等	1,871	扶養手当 60 地域手当 149 通勤手当 165 期末手当 1,281 勤勉手当 666	11,583
				4. 共 済 費	2,097	共済組合納付金 2,085 厚生会事業補給金 12	8,749
3)母子福祉費	372,487	13,370	385,857	4,456	8,914		
				国庫支出金 4,456			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	13,370		370,697
[2]児童扶養手当事業	325,279	13,370	338,649	4,456	8,914	生活福祉課	
				国庫支出金 4,456			
				[児童扶養手当負担 金 4,456]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	13,370	児童扶養手当費	325,279
5)保育子育て支援費	114,798	966	113,832		966		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	8		41,823
				3. 職員手当等	51		20,125

				4.共 済 費	1,025		13,311
[1]人件費事業	75,259	966	74,293		966		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	8	一般職	41,823
				3.職員手当等	51	扶養手当 住居手当 通勤手当 子ども手当	36 27 116 176 20,125
				4.共 済 費	1,025	共済組合納付金	13,311
6)保育所費	597,477	15,293	582,184		15,293		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	5,133		253,205
				3.職員手当等	5,599		108,736
				4.共 済 費	4,561		82,074
[1]人件費事業	444,015	15,293	428,722		15,293		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	5,133	一般職	253,205
				3.職員手当等	5,599	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 子ども手当	282 162 300 624 2,655 1,446 130 108,736
				4.共 済 費	4,561	共済組合納付金 厚生会事業補給金	4,549 12 82,074
8)子ども支援センター費	100,012	3,691	103,703		3,691		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	1,652		50,901
				3.職員手当等	1,258		19,274
				4.共 済 費	781		13,524
[1]人件費事業	83,699	3,691	87,390		3,691		

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 8 子 ども 支 援 セ ン タ ー 費

款 項 目 事 業	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補 正 前 の 額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	1,652	一般職	50,901
				3. 職 員 手 当 等	1,258	扶養手当 450 地域手当 63 通勤手当 370 期末手当 770 勤勉手当 345	19,274
				4. 共 済 費	781	共済組合納付金	13,524
(3) 生 活 保 護 費	2,177,022	3,981	2,173,041		3,981		
1) 生 活 保 護 費	2,177,022	3,981	2,173,041		3,981		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	694		44,710
				3. 職 員 手 当 等	2,226		24,971
				4. 共 済 費	1,061		14,227
[1] 人 件 費 事 業	83,908	3,981	79,927		3,981		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	694	一般職	44,710
				3. 職 員 手 当 等	2,226	扶養手当 384 地域手当 33 管理職手当 125 住居手当 61 通勤手当 61 期末手当 312 勤勉手当 146 子ども手当 1,104	24,971
				4. 共 済 費	1,061	共済組合納付金	14,227
(4) 国 民 健 康 保 険 費	707,810	2,398	705,412		2,398		
1) 国 民 健 康 保 険 費	707,810	2,398	705,412		2,398		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	2,398		707,810

[1]国民健康保険特別会計繰出金事業	707,810	2,398	705,412		2,398	健康保険課	
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	2,398	国民健康保険事業特別会計への繰出金	707,810
(5)介護保険費	646,780	2,610	649,390		2,610		
1)介護保険費	646,780	2,610	649,390		2,610		
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	2,610		633,409
[1]介護保険事業特別会計繰出金事業	633,409	2,610	636,019		2,610	高齢障害介護課	
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	2,610	介護保険事業特別会計への繰出金	633,409
4 衛 生 費	1,507,913	1,156	1,506,757		1,156		
(1)保健衛生費	370,327	168	370,159		168		
1)保健センター費	83,918	168	83,750		168		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	320		40,051
				3.職員手当等	488		19,635
[1]人件費事業	72,931	168	72,763		168		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	320	一般職	40,051
				3.職員手当等	488	扶養手当 地域手当 住居手当 期末手当 子ども手当	120 13 316 7 312
(2)清 掃 費	1,093,913	1,166	1,095,079		1,166		
1)清掃総務費	59,906	2,956	62,862		2,956		

款 4 衛 生 費 項 2 清 掃 費 目 1 清 掃 総 務 費

款 項 目 事 業	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補 正 前 の 額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	1,874		28,956
				3. 職 員 手 当 等	1,082		16,413
[1] 人 件 費 事 業	55,099	2,956	58,055		2,956		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	1,874	一般職	28,956
				3. 職 員 手 当 等	1,082	扶養手当 294 地域手当 65 管理職手当 48 住居手当 330 通勤手当 121 期末手当 582 勤勉手当 302	16,413
2) 塵 芥 処 理 費	806,286	1,790	804,496		1,790		
				節 区 分	金 額		
				3. 職 員 手 当 等	996		97,173
				4. 共 済 費	2,786		55,041
[1] 人 件 費 事 業	318,662	1,790	316,872		1,790		
				節 区 分	金 額		
				3. 職 員 手 当 等	996	扶養手当 238 地域手当 7 管理職手当 480 期末手当 179 勤勉手当 92	97,173
				4. 共 済 費	2,786	共済組合納付金	55,041
(3) 上 水 道 費	43,673	2,154	41,519		2,154		
1) 上 水 道 費	43,673	2,154	41,519		2,154		
				節 区 分	金 額		
				19. 負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	2,154		9,956

[1]水道事業会計繰 出金事業	43,673	2,154	41,519		2,154	人事課	
				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	2,154	基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 子ども手当に要する経費	1,591 563 9,956
5 農林水産業費	152,184	118	152,302		118		
(1)農 業 費	142,789	118	142,907		118		
2)農業総務費	47,435	118	47,553		118		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	163		24,358
				3.職員手当等	395		13,574
				4.共 済 費	440		8,153
[1]人件費事業	46,085	118	46,203		118		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	163	一般職	24,358
				3.職員手当等	395	扶養手当 60 地域手当 7 住居手当 323 通勤手当 197 期末手当 151 勤勉手当 147 子ども手当 156	13,574
				4.共 済 費	440	共済組合納付金	8,153
6 商 工 費	61,754	3,110	58,644		3,110		
				府支出金	3,110		
(1)商 工 費	61,754	3,110	58,644		3,110		
				府支出金	3,110		
5)観光振興費	10,101	3,110	6,991		3,110		
				府支出金	3,110		

款 6 商 工 費 項 1 商 工 費 目 5 観 光 振 興 費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	3,110		3,110
[1]ふるさと・緊急 雇用事業	5,112	3,110	2,002	3,110		商工労働観光課	
				府支出金 3,110			
				[ふるさと雇用再生 及び緊急雇用創出 基金事業費補助金 3,110]			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	3,110	観光開拓事業委託料	3,110
7土 木 費	1,353,846	2,105	1,355,951		2,105		
(1)土木管理費	118,712	5,840	124,552		5,840		
1)土木総務費	118,712	5,840	124,552		5,840		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	3,812		60,391
				3.職 員 手 当 等	2,325		35,949
				4.共 済 費	297		20,167
[1]人件費事業	116,507	5,840	122,347		5,840		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	3,812	一般職	60,391
				3.職 員 手 当 等	2,325	扶養手当 320 地域手当 124 住居手当 350 期末手当 1,130 勤勉手当 563 子ども手当 162	35,949
				4.共 済 費	297	共済組合納付金 354 厚生年金保険料 27 厚生会事業補給金 12	20,167

						健康保険料	18	
(2)道路橋梁費	213,005	1,138	211,867		1,138			
1)道路橋梁総務費	33,411	1,138	32,273		1,138			
				節 区 分	金 額			
				2.給 料	394			16,461
				3.職員手当等	227			10,805
				4.共 済 費	517			5,543
[1]人件費事業	32,809	1,138	31,671		1,138			
				節 区 分	金 額			
				2.給 料	394	一般職		16,461
				3.職員手当等	227	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 子ども手当	102 15 275 237 93 49 480	10,805
				4.共 済 費	517	共済組合納付金		5,543
(4)都市計画費	931,094	2,597	928,497		2,597			
1)都市計画総務費	50,711	737	49,974		737			
				節 区 分	金 額			
				2.給 料	208			23,469
				3.職員手当等	86			13,736
				4.共 済 費	615			7,862
[1]人件費事業	45,067	737	44,330		737			
				節 区 分	金 額			
				2.給 料	208	一般職		23,469
				3.職員手当等	86	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	390 6 310 431 31 16	13,736

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 1 都市計画総務費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						子ども手当 384	
				4.共 済 費	615	共済組合納付金	7,862
3)公共下水道費	788,294	1,860	786,434		1,860		
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	1,860		788,294
[1]下水道事業特別 会計繰出金事業	788,294	1,860	786,434		1,860	上下水道総務課	
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	1,860	下水道事業特別会計への繰出金	788,294
8 消 防 費	798,895	2,325	796,570	300	2,625		
				諸収入			
				300			
(1)消 防 費	798,895	2,325	796,570	300	2,625		
				諸収入			
				300			
1)常備消防費	722,722	6,570	716,152		6,570		
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	2,539		183,513
				4.共 済 費	5,431		86,542
				11.需 用 費	1,400		5,719
[1]人件費事業	528,970	7,970	521,000		7,970		
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	2,539	扶養手当 315 地域手当 10 管理職手当 480 住居手当 1,024 子ども手当 1,360	183,513
				4.共 済 費	5,431	共済組合納付金	86,542

[2]一般事務事業	13,335	1,400	14,735		1,400	消防本部	
				節 区 分	金 額		
				11.需用費	1,400	被服費	5,719
2)非常備消防費	37,668	4,245	41,913	300	3,945		
				諸収入			
				300			
				節 区 分	金 額		
				18.備品購入費	300		
				19.負担金、補助及び 交付金	3,945		5,813
[1]消防団事業	35,991	3,945	39,936		3,945	消防本部	
				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	3,945	消防団員等に係る損害補償並びに退職報償金掛金	5,697
[2]婦人防火クラブ 事業	171	300	471	300		消防本部	
				諸収入			
				300			
				[コミュニティ助成 事業助成金(地域 防災組織育成) 300]			
				節 区 分	金 額		
				18.備品購入費	300	器具購入費	
9 教 育 費	1,736,612	24,017	1,712,595	2,709	26,726		
				府支出金			
				2,709			
(1)教育総務費	303,724	3,099	300,625	2,709	5,808		
				府支出金			
				2,709			

款 9 教 育 費 項 1 教育総務費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
2)事務局費	179,394	5,808	173,586		5,808			
				節 区 分	金 額			
				2.給 料	1,686		95,469	
				3.職員手当等	3,390		50,299	
				4.共 済 費	732		31,411	
[1]人件費事業	177,179	5,808	171,371		5,808			
				節 区 分	金 額			
				2.給 料	1,686	一般職	95,469	
				3.職員手当等	3,390	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 子ども手当	211 57 20 210 1,629 321 942	50,299
				4.共 済 費	732	共済組合納付金		31,411
3)指 導 費	66,134	2,709	68,843		2,709			
				府支出金	2,709			
				節 区 分	金 額			
				7.賃 金 11.需 用 費	2,695 14		29,904 14,306	
[3]一般事務事業	14,073	2,709	16,782		2,709	学務課		
				府支出金	2,709			
				[ふるさと雇用再生 及び緊急雇用創出 基金事業費補助金 2,709]				
				節 区 分	金 額			
				7.賃 金	2,695	アルバイト賃金		

				11.需用費	14	被服費	11,509
(2)小学校費	403,132	14,757	417,889		14,757		
1)学校管理費	120,689	14,757	135,446		14,757		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	8,364		11,511
				3.職員手当等	4,050		6,120
				4.共 済 費	2,343		3,840
[1]人件費事業	21,471	14,757	36,228		14,757		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	8,364	一般職	11,511
				3.職員手当等	4,050	扶養手当 432 地域手当 264 住居手当 21 通勤手当 78 期末手当 2,143 勤勉手当 1,112	6,120
				4.共 済 費	2,343	共済組合納付金 2,319 厚生会事業補給金 24	3,840
(3)中学校費	114,236	7,042	121,278		7,042		
1)学校管理費	66,351	7,042	73,393		7,042		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	3,695		11,804
				3.職員手当等	2,465		5,872
				4.共 済 費	882		3,929
[1]人件費事業	21,605	7,042	28,647		7,042		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	3,695	一般職	11,804
				3.職員手当等	2,465	扶養手当 390 地域手当 123 住居手当 20 期末手当 963 勤勉手当 501 子ども手当 468	5,872

款 9 教 育 費 項 3 中 学 校 費 目 1 学 校 管 理 費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				4.共 済 費	882	共済組合納付金 厚生会事業補給金	870 12 3,929
(4)幼稚園費	444,442	38,382	406,060		38,382		
1)幼稚園費	345,908	38,382	307,526		38,382		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	25,070		185,555
				3.職員手当等	15,005		78,338
				4.共 済 費	6,207		53,749
				13.委 託 料	7,900		18,904
[1]人件費事業	317,642	46,282	271,360		46,282		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	25,070	一般職	185,555
				3.職員手当等	15,005	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 子ども手当	1,056 784 480 721 1,883 6,334 3,033 714 78,338
				4.共 済 費	6,207	共済組合納付金 厚生会事業補給金	6,159 48 53,749
[2]幼稚園管理事業	28,266	7,900	36,166		7,900	教育総務課	
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	7,900	土地測量委託料	18,904
(5)社会教育費	384,597	4,668	379,929		4,668		
1)社会教育総務費	42,735	2,378	40,357		2,378		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	368		21,259
				3.職員手当等	1,379		13,758
				4.共 済 費	631		7,177

[1]人件費事業	42,194	2,378	39,816		2,378		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	368	一般職	21,259
				3.職員手当等	1,379	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 子ども手当	648 30 24 240 125 312 13,758
				4.共 済 費	631	共済組合納付金	7,177
5)青少年センター費	46,296	795	45,501		795		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	185		20,229
				3.職員手当等	86		12,295
4.共 済 費	524		6,803				
[1]人件費事業	39,327	795	38,532		795		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	185	一般職	20,229
				3.職員手当等	86	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	6 6 49 25 12,295
				4.共 済 費	524	共済組合納付金	6,803
7)留守家庭児童会費	72,015	453	72,468		453		
				節 区 分	金 額		
				4.共 済 費	453		6,297
[1]人件費事業	50,397	453	50,850		453		
				節 区 分	金 額		
				4.共 済 費	453	厚生年金保険料	6,297

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 7 留守家庭児童会費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
9)公民館費	64,756	1,948	62,808		1,948		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	1,499		27,181
				3.職員手当等	8		11,403
				4.共 済 費	457		8,167
[1]人件費事業	46,751	1,948	44,803		1,948		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	1,499	一般職	27,181
				3.職員手当等	8	扶養手当 78 地域手当 43 住居手当 21 通勤手当 9 期末手当 151 勤勉手当 62 子ども手当 156	11,403
				4.共 済 費	457	共済組合納付金 445 厚生会事業補給金 12	8,167
(6)保健体育費	86,481	333	86,814		333		
1)保健体育総務費	20,070	333	20,403		333		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	195		10,476
				3.職員手当等	138		5,853
[1]人件費事業	19,540	333	19,873		333		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	195	一般職	10,476
				3.職員手当等	138	扶養手当 78 地域手当 8 住居手当 292 子ども手当 240	5,853
1 1 諸支出金	119,562	533,970	653,532		533,970		

(1)公共施設整備基金費	35,251	180,000	215,251		180,000		
1)公共施設整備基金費	35,251	180,000	215,251		180,000		
				節 区 分	金 額		
				23.償還金、利子及び割引料	180,000		
[1]公共施設整備基金事業	35,251	180,000	215,251		180,000	財政課	
				節 区 分	金 額		
				23.償還金、利子及び割引料	180,000	繰替運用返還金	
(9)雑 支 出	81,161	39,039	120,200		39,039		
3)返 還 金		39,039	39,039		39,039		
				節 区 分	金 額		
				23.償還金、利子及び割引料	39,039		
[1]国支出金・府支出金返還金事業		39,039	39,039		39,039	健康保険課・生活福祉課	
				節 区 分	金 額		
				23.償還金、利子及び割引料	39,039	健康保険課 老人保健支払基金交付金返還金 6,779 老人保健国庫負担金返還金 4,325 老人保健府負担金返還金 1,082 生活福祉課 老人医療費府補助金返還金 2,015 障害者医療費府補助金返還金 635 生活保護費府負担金返還金 353 セーフティネット支援対策等事業費国庫補助金返還金 547 児童扶養手当国庫負担金返還金 258 高齢障害介護課 障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 14,793 障害者医療費国庫負担金返還金 5,490 障害程度区分認定等事業費国庫補助金返還金 4 自立支援医療（更生医療）府費負担金返還金 2,745	

款 11 諸支出金 項 9 雑 支 出 目 3 返 還 金

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						在宅心身障害児(者)福祉対策費国庫補助金返還金 ¹³	
(10)土地開発基金費		51,011	51,011		51,011		
1)土地開発基金費		51,011	51,011		51,011		
				節 区 分	金 額		
				23.償還金、利子及び 割引料	51,011		
[1]土地開発基金事 業		51,011	51,011		51,011	財政課	
				節 区 分	金 額		
				23.償還金、利子及び 割引料	51,011	繰替運用返還金	
(11)公債費管理基金 費		263,920	263,920		263,920		
1)公債費管理基金 費		263,920	263,920		263,920		
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	263,920		
[1]公債費管理基金 事業		263,920	263,920		263,920	財政課	
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	263,920		
歳 出 合 計	20,038,214	739,871	20,778,085	214,868	525,003		
				国庫支出金 26,168			
				府支出金 8,390			

				諸收入	6,310		
				市債	174,000		

款 11 諸支出金 項 11 公債費管理基金費 目 1 公債費管理基金費

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 569	千円 2,075,691	千円 1,735,862	千円 3,811,553	千円 682,234	千円 4,493,787	
補正前	573	2,095,910	1,539,676	3,635,586	712,838	4,348,424	
比 較	△ 4	△ 20,219	196,186	175,967	△ 30,604	145,363	

職員手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	休日給	通勤手当	特殊勤務手当	期末手当
	補正後	千円 66,165	千円 64,279	千円 41,731	千円 22,615	千円 75,298	千円 22,929	千円 33,918	千円 12,978	千円 493,100
	補正前	65,348	64,791	42,384	24,582	75,298	22,929	35,604	12,978	500,775
	比 較	817	△ 512	△ 653	△ 1,967	0	0	△ 1,686	0	△ 7,675
	区 分	勤勉手当	退職手当	夜間勤務手当	子ども手当					
	補正後	千円 254,337	千円 599,412	千円 6,000	千円 43,100					
	補正前	257,422	384,813	6,000	46,752					
	比 較	△ 3,085	214,599	0	△ 3,652					

(2) 給料及び職員手当等の増額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考				
給 料	千円 △ 20,219	人事異動に伴う増減分	千円 △ 20,219	人事異動による増減	職員の異動状況	一般職員	任期付職員	その他職員 (教育長含む)	計
					補正後	466人	102人	1人	569人
					補正前	470人	101人	2人	573人
					比 較	△4人	1人	△1人	4人
職員手当等	196,186	人事異動に伴う増減分	△ 18,413	人事異動による増減	扶養手当	817 千円			
					地域手当	△ 512 千円			
					管理職手当	△ 653 千円			
					住居手当	△ 1,967 千円			
					通勤手当	△ 1,686 千円			
		退職者の増加に伴う増額分	214,599	早期退職者の増加	期末手当	△ 7,675 千円			
					勤勉手当	△ 3,085 千円			
					退職手当	214,599 千円			
					子ども手当	△ 3,652 千円			

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中の起債見込額	当該年度末現在高見込額
7 . 退職手当債	126,000	1,150,300	300,000	1,324,300
(1) 退職手当債	126,000	1,150,300	300,000	1,324,300
計	1,550,200	22,689,328	1,724,200	22,863,328

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,647,659		8,647,659	41.6
(2) 地方譲与税	154,500		154,500	0.7
(3) 利子割交付金	41,900		41,900	0.2
(4) 配当割交付金	16,100		16,100	0.1
(5) 株式等譲渡所得割交付金	6,000		6,000	-
(6) 地方消費税交付金	620,700		620,700	3.0
(7) ゴルフ場利用税交付金	53,400		53,400	0.3
(8) 自動車取得税交付金	61,100		61,100	0.3
(9) 地方特例交付金	132,800		132,800	0.6
(10) 地方交付税	2,407,880		2,407,880	11.6
(11) 交通安全対策特別交付金	11,766		11,766	0.1
(12) 分担金及び負担金	193,238		193,238	0.9
(13) 使用料及び手数料	383,518		383,518	1.8
(14) 国庫支出金	3,759,429	26,168	3,785,597	18.2
(15) 府支出金	1,518,038	8,390	1,526,428	7.4
(16) 財産収入	33,173		33,173	0.2
(17) 寄 附 金	1,500		1,500	-
(18) 繰 入 金	303,018		303,018	1.5
(19) 諸 収 入	242,395	9,167	251,562	1.2
(20) 市 債	1,450,100	174,000	1,624,100	7.8
(22) 繰 越 金		522,146	522,146	2.5

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	20,038,214	739,871	20,778,085	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	337,813	1,131	338,944	1.6
(2) 総務費	2,082,912	228,379	2,311,291	11.1
(3) 民生費	9,411,159	4,776	9,415,935	45.3
(4) 衛生費	1,507,913	1,156	1,506,757	7.3
(5) 農林水産業費	152,184	118	152,302	0.7
(6) 商工費	61,754	3,110	58,644	0.3
(7) 土木費	1,353,846	2,105	1,355,951	6.5
(8) 消防費	798,895	2,325	796,570	3.8
(9) 教育費	1,736,612	24,017	1,712,595	8.3
(10) 公債費	2,455,564		2,455,564	11.8
(11) 諸支出金	119,562	533,970	653,532	3.2
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
歳出合計	20,038,214	739,871	20,778,085	100.0

議案第 1 1 号

平成 2 3 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 3 年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 , 5 7 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 , 7 3 4 , 3 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 3 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(8) 繰入金		707,810	2,398	705,412
	1)他会計繰入金	707,810	2,398	705,412
(9) 諸収入		428,054	827	428,881
	3)雑入	427,794	827	428,621
歳入合計		7,735,909	1,571	7,734,338

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		121,707	2,398	119,309
	1) 総務管理費	106,445	2,398	104,047
(8) 保健事業費		85,082	827	85,909
	1) 特定健康診査等事業費	57,704	827	58,531
歳 出 合 計		7,735,909	1,571	7,734,338

平成 2 3 年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
8 繰 入 金		707,810	2,398	705,412			
(1) 他会計繰入金		707,810	2,398	705,412			
	1) 一般会計繰入金	707,810	2,398	705,412	2. 職員給与費等繰入金	2,398	
9 諸 収 入		428,054	827	428,881			
(3) 雑 入		427,794	827	428,621			
	6) 雑 入	420,096	827	420,923	1. 雑 入	827	
歳 入 合 計		7,735,909	1,571	7,734,338			

款 9 諸 収 入 項 3 雑 入 目 6 雑 入

歳 出

款 1 総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	121,707	2,398	119,309		2,398		
(1)総務管理費	106,445	2,398	104,047		2,398		
1)一般管理費	104,729	2,398	102,331		2,398		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	742		45,346
				3.職員手当等	661		29,537
				4.共 済 費	995		15,723
[1]人件費事業	90,606	2,398	88,208		2,398		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	742	一般職	45,346
				3.職員手当等	661	扶養手当 221 地域手当 29 住居手当 330 通勤手当 94 期末手当 220 勤勉手当 87 子ども手当 132	29,537
				4.共 済 費	995	共済組合納付金	15,723
8 保健事業費	85,082	827	85,909		827		
(1)特定健康診査等 事業費	57,704	827	58,531		827		
1)特定健康診査等 事業費	57,704	827	58,531		827		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	476		9,849
				3.職員手当等	273		5,319
				4.共 済 費	78		3,202
[1]人件費事業	18,370	827	19,197		827		

				節 区 分	金 額		
				2.給 料	476	一般職	9,849
				3.職員手当等	273	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	15 28 186 44 5,319
				4.共 済 費	78	厚生年金保険料 健康保険料	60 18 3,202
歳 出 合 計	7,735,909	1,571	7,734,338		1,571		

款 8 保健事業費 項 1 特定健康診査等事業費 目 1 特定健康診査等事業費

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 15	千円 54,929	千円 34,468	千円 89,397	千円 18,008	千円 107,405	
補正前	15	55,195	34,856	90,051	18,925	108,976	
比 較	0	266	388	654	917	1,571	

職員手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	子ども手当
	補正後	千円 1,939	千円 1,707	千円 576	千円 801	千円 4,537	千円 844	千円 684	千円 13,563	千円 7,009	千円 2,808
	補正前	2,160	1,721	576	1,131	4,537	722	684	13,597	7,052	2,676
	比 較	221	14	0	330	0	122	0	34	43	132

(2) 給料及び職員手当等の増額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細	説 明	備 考
給 料	千円 266	人事異動に伴う増減分	千円 266	人事異動による増減
職員手当等	388	人事異動に伴う増減分	388	人事異動による増減 扶養手当 221 千円 地域手当 14 千円 住居手当 330 千円 通勤手当 122 千円 期末手当 34 千円 勤勉手当 43 千円 子ども手当 132 千円

議案第 1 2 号

平成 2 3 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 3 年度大阪府泉南市の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 , 8 6 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 , 0 4 0 , 2 8 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 3 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(4) 繰入金		788,294	1,860	786,434
	1) 一般会計繰入金	788,294	1,860	786,434
歳入合計		2,042,142	1,860	2,040,282

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		383,486	1,860	381,626
	1) 総務管理費	383,486	1,860	381,626
歳 出	合 計	2,042,142	1,860	2,040,282

平成 2 3 年度

大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4 繰 入 金		788,294	1,860	786,434			
(1) 一般会計繰入金		788,294	1,860	786,434			
	1) 一般会計繰入金	788,294	1,860	786,434	1. 一般会計繰入金	1,860	
歳 入 合 計		2,042,142	1,860	2,040,282			

款 4 繰 入 金 項 1 一般会計繰入金 目 1 一般会計繰入金

歳 出

款 1 総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	383,486	1,860	381,626		1,860		
(1)総務管理費	383,486	1,860	381,626		1,860		
1)一般管理費	285,768	431	285,337		431		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	151		15,506
				3.職員手当等	168		9,736
				4.共 済 費	112		5,199
[1]人件費事業	30,441	431	30,010		431		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	151	一般職	15,506
				3.職員手当等	168	扶養手当 78 地域手当 7 期末手当 55 勤勉手当 28	9,736
				4.共 済 費	112	共済組合納付金	5,199
2)施設管理費	97,718	1,429	96,289		1,429		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	938		8,312
				3.職員手当等	196		5,134
				4.共 済 費	295		2,805
[1]人件費事業	16,251	1,429	14,822		1,429		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	938	一般職	8,312
				3.職員手当等	196	扶養手当 60 地域手当 30 通勤手当 144 期末手当 267 勤勉手当 139 子ども手当 156	5,134

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 12	千円 47,325	千円 30,195	千円 77,520	千円 15,877	千円 93,397	
補正前	12	48,414	30,559	78,973	16,284	95,257	
比 較	0	1,089	364	1,453	407	1,860	

職員手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	子ども手当
	補正後	千円 2,520	千円 1,497	千円 576	千円 1,424	千円 2,401	千円 1,127	千円 325	千円 12,043	千円 6,254	千円 2,028
	補正前	2,658	1,534	576	1,424	2,401	983	325	12,365	6,421	1,872
	比 較	138	37	0	0	0	144	0	322	167	156

(2) 給料及び職員手当等の増額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円 1,089	人事異動に伴う増減分	千円 1,089	人事異動による増減				
職員手当等	364	人事異動に伴う増減分	364	人事異動による増減	扶養手当 138 千円	期末手当 322 千円	勤勉手当 167 千円	子ども手当 156 千円
					地域手当 37 千円			
					通勤手当 144 千円			

議案第13号

平成23年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,338千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,057,333千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月8日提出

泉南市長 向井通彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(6) 繰入金		648,735	2,610	651,345
	1)他会計繰入金	633,409	2,610	636,019
(9) 繰越金			15,728	15,728
	1)繰越金		15,728	15,728
歳入合計		4,038,995	18,338	4,057,333

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		145,718	2,610	148,328
	1) 総務管理費	101,444	2,610	104,054
(4) 基金積立金		21,974	9,104	31,078
	1) 給付準備基金積立金	21,974	9,104	31,078
(5) 諸支出金		1,510	6,624	8,134
	2) 雑支出金		6,624	6,624
歳 出 合 計		4,038,995	18,338	4,057,333

平成 23 年 度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
6 繰 入 金		648,735	2,610	651,345			
(1) 他会計繰入金		633,409	2,610	636,019			
	1) 一般会計繰入金	633,409	2,610	636,019	4. 職員給与費等繰入金	2,610	
9 繰 越 金			15,728	15,728			
(1) 繰 越 金			15,728	15,728			
	1) 繰 越 金		15,728	15,728	1. 前年度繰越金	15,728	
歳 入 合 計		4,038,995	18,338	4,057,333			

款 9 繰 越 金 項 1 繰 越 金 目 1 繰 越 金

歳 出

款 1 総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	145,718	2,610	148,328		2,610		
(1)総務管理費	101,444	2,610	104,054		2,610		
1)一般管理費	101,444	2,610	104,054		2,610		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	2,366		47,473
				3.職員手当等	244		25,645
[1]人件費事業	88,294	2,610	90,904		2,610		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	2,366	一般職	47,473
				3.職員手当等	244	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 子ども手当	25,645
						486 57 289 27 641 326 610	
4 基金積立金	21,974	9,104	31,078	9,104			
				繰越金			
					9,104		
(1)給付準備基金積立金	21,974	9,104	31,078	9,104			
				繰越金			
					9,104		
1)給付準備基金積立金	21,974	9,104	31,078	9,104			
				繰越金			
					9,104		
				節 区 分	金 額		
				25.積 立 金	9,104		21,974

[1]給付準備基金積立金事業	21,974	9,104	31,078	9,104		高齡障害介護課	
				繰越金 9,104			
				[前年度繰越金 9,104]			
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	9,104		21,974
5 諸支出金	1,510	6,624	8,134	6,624			
				繰越金 6,624			
(2)雑支出金		6,624	6,624	6,624			
				繰越金 6,624			
1)返 還 金		6,624	6,624	6,624			
				繰越金 6,624			
				節 区 分	金 額		
				23.償還金、利子及び 割引料	6,624		
[1]返還金事業		6,624	6,624	6,624		高齡障害介護課	
				繰越金 6,624			
				[前年度繰越金 6,624]			
				節 区 分	金 額		
				23.償還金、利子及び 割引料	6,624	介護給付費国庫負担金返還金 614 介護給付費府費負担金返還金 582 介護給付費交付金返還金 1,430 地域支援予防事業国庫交付金返還金 615 地域支援包括・任意事業国庫交付金返還金 1,561 地域支援事業支援交付金返還金 738 地域支援予防事業府費交付金返還金 308	

款 5 諸支出金 項 2 雑支出金 目 1 返 還 金

款 5 諸支出金 項 2 雑支出金 目 1 返 還 金

(単位：千円) 130

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						地域支援包括・任意事業府費交付金返還金 776	
歳 出 合 計	4,038,995	18,338	4,057,333	15,728	2,610		
				繰越金 15,728			

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 17	千円 59,196	千円 31,248	千円 90,444	千円 18,007	千円 108,451	
補正前	16	56,830	31,004	87,834	18,007	105,841	
比 較	1	2,366	244	2,610	0	2,610	

職員手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	子ども手当
	補正後	千円 1,542	千円 1,824	千円 1,056	千円 430	千円 3,087	千円 1,005	千円 14,174	千円 7,324	千円 806
	補正前	2,028	1,767	1,056	141	3,087	978	13,533	6,998	1,416
	比 較	486	57	0	289	0	27	641	326	610

(2) 給料及び職員手当等の増額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円 2,366	人事異動に伴う増減分	千円 2,366	人事異動による増減	職員の異動状況			
					一般職員	任期付職員	計	
					補正後	13人	4人	17人
					補正前	12人	4人	16人
比 較	1人	0人	1人					
職員手当等	244	人事異動に伴う増減分	244	人事異動による増減	扶養手当	486 千円	期末手当	641 千円
					地域手当	57 千円	勤勉手当	326 千円
					住居手当	289 千円	子ども手当	610 千円
					通勤手当	27 千円		

議案第 1 4 号

平成 2 3 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 3 年度大阪府泉南市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 , 8 1 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 6 7 , 5 3 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 3 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 繰入金		142,114	1,047	141,067
	1) 一般会計繰入金	142,114	1,047	141,067
(5) 繰越金			12,862	12,862
	1) 繰越金		12,862	12,862
歳入合計		555,718	11,815	567,533

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		38,833	1,047	37,786
	1) 総務管理費	37,676	1,047	36,629
(2) 後期高齢者医療広域連合納付金		515,884	12,406	528,290
	1) 後期高齢者医療広域連合納付金	515,884	12,406	528,290
(3) 諸支出金		1,001	456	1,457
	1) 償還金及び還付加算金	1,001	456	1,457
歳 出 合 計		555,718	11,815	567,533

平成 2 3 年度

大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 繰 入 金		142,114	1,047	141,067			
(1) 一般会計繰入金		142,114	1,047	141,067			
	1) 事務費繰入金	38,812	1,047	37,765	1. 事務費繰入金	1,047	事務費繰入金 1,047
5 繰 越 金			12,862	12,862			
(1) 繰 越 金			12,862	12,862			
	1) 繰 越 金		12,862	12,862	1. 前年度繰越金	12,862	前年度繰越金 12,862
歳 入 合 計		555,718	11,815	567,533			

款 5 繰 越 金 項 1 繰 越 金 目 1 繰 越 金

歳 出

款 1 総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	38,833	1,047	37,786		1,047		
(1) 総務管理費	37,676	1,047	36,629		1,047		
1) 一般管理費	37,676	1,047	36,629		1,047		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	574		14,463
				3. 職員手当等	37		6,835
				4. 共 済 費	436		4,558
[1] 人件費事業	25,856	1,047	24,809		1,047		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	574	一般職	14,463
				3. 職員手当等	37	扶養手当 78 地域手当 19 期末手当 62 勤勉手当 34 子ども手当 156	6,835
				4. 共 済 費	436	共済組合納付金	4,558
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	515,884	12,406	528,290		12,406		
				繰越金	12,406		
(1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	515,884	12,406	528,290		12,406		
				繰越金	12,406		
1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	515,884	12,406	528,290		12,406		
				繰越金	12,406		

				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	12,406		515,884
[1]後期高齢者医療 広域連合納付事 業	515,884	12,406	528,290	12,406		健康保険課	
				繰越金 12,406			
				[前年度繰越金 12,406]			
				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	12,406	保険料等負担金	515,884
3 諸支出金	1,001	456	1,457	456			
				繰越金 456			
(1)償還金及び還付 加算金	1,001	456	1,457	456			
				繰越金 456			
1)保険料還付金	1,000	456	1,456	456			
				繰越金 456			
				節 区 分	金 額		
				23.償還金、利子及び 割引料	456		1,000
[1]保険料還付事業	1,000	456	1,456	456		健康保険課	
				繰越金 456			
				[前年度繰越金 456]			

款 3 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金 目 1 保険料還付金

款 3 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金 目 1 保険料還付金

(単位：千円) 140

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				23.償還金、利子及び割引料	456	保険料還付金	1,000
歳 出 合 計	555,718	11,815	567,533	12,862	1,047		
				繰越金	12,862		

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 4	千円 13,889	千円 6,798	千円 20,687	千円 4,122	千円 24,809	
補正前	4	14,463	6,835	21,298	4,558	25,856	
比 較	0	574	37	611	436	1,047	

職員手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	子ども手当
	補正後	千円 156	千円 422	千円 21	千円 674	千円 204	千円 3,303	千円 1,706	千円 312
	補正前	234	441	21	674	204	3,365	1,740	156
	比 較	78	19	0	0	0	62	34	156

(2) 給料及び職員手当等の増額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細	説 明	備 考
給 料	千円 574	人事異動に伴う増減分	千円 574	人事異動による増減
職員手当等	37	人事異動に伴う増減分	37	人事異動による増減 扶養手当 78 千円 地域手当 19 千円 期末手当 62 千円 勤勉手当 34 千円 子ども手当 156 千円

議案第15号

平成23年度泉南市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成23年度泉南市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成23年度泉南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
		既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業収益	1,598,873千円	2,154千円	1,596,719千円
第2項	営業外収益	73,523千円	2,154千円	71,369千円
		支 出		
		既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	1,556,002千円	4,917千円	1,560,919千円
第1項	営業費用	1,417,881千円	4,917千円	1,422,798千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条の職員給与費「197,916千円」を「196,823千円」に補正する。

（他会計からの補助金）

第4条 予算第9条中「9,956千円」を「7,802千円」に補正する。

平成23年9月8日提出

泉南市長 向 井 通 彦

平成23年度泉南市水道事業会計補正予算説明書

収益的収入の補正

(単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
A , 水道事業収益			1,598,873	2,154	1,596,719	
2, 営業外収益			73,523	2,154	71,369	
	4, 他会計補助金		9,956	2,154	7,802	
		1, 他会計補助金	9,956	2,154	7,802	子ども手当 563 基礎年金拠出金 1,591
合 計			1,598,873	2,154	1,596,719	

収益的支出の補正

(単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
B , 水道事業費用			1,556,002	4,917	1,560,919		
1, 営業費用			1,417,881	4,917	1,422,798		
	1, 原水及び浄水費		708,771	8,707	700,064		
		2, 給 料	21,427	4,779	16,648	給 料 4,779	
		3, 手 当		31,590	1,927	29,663	地 域 手 当 144
							期 末 手 当 1,174 勤 勉 手 当 609
4, 法定福利費	7,235	2,001	5,234	共済組合納付金 1,989 厚生会事業補給金 12			

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備	考
		2, 配水及び給水費		92,026	16	92,010		
			4, 法定福利費	1,704	16	1,688	健康保険料	16
		3, 業務費		59,628	7,662	67,290		
			2, 給料	4,780	4,527	9,307	給料	4,527
			3, 手当	2,794	1,843	4,637	地域手当	135
							住居手当	20
							期末手当	1,111
							勤勉手当	577
			4, 法定福利費	1,618	1,292	2,910	共済組合納付金	1,280
							厚生会事業補給金	12
		4, 総係費		113,547	6,079	119,626		
			3, 手当	14,208	83	14,291	扶養手当	60
							地域手当	2
							期末手当	14
							勤勉手当	7
			4, 法定福利費	7,808	14	7,794	厚生年金	14
			36,退職手当負担金	52,970	6,010	58,980	退職手当負担金	6,010
		9, 水質費		15,356	101	15,255		
			4, 法定福利費	1,438	101	1,337	共済組合納付金	101
		合	計	1,556,002	4,917	1,560,919		

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単 位 : 千 円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
		一般職 (人)	その他 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	13	1	1,804	56,568	53,370	111,742	18,963	130,705
	資本勘定支弁職員	8	0	0	34,044	20,514	54,558	11,560	66,118
	合 計	21	1	1,804	90,612	73,884	166,300	30,523	196,823
補正前	損益勘定支弁職員	13	1	1,804	56,820	53,371	111,995	19,803	131,798
	資本勘定支弁職員	8	0	0	34,044	20,514	54,558	11,560	66,118
	合 計	21	1	1,804	90,864	73,885	166,553	31,363	197,916
比較	損益勘定支弁職員	0	0	0	252	1	253	840	1,093
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	252	1	253	840	1,093

手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	住居手当
	補正後	4,416	2,907	23,552	12,224	718
	補正前	4,356	2,914	23,601	12,249	698
	比較	60	7	49	25	20
	区分	通勤手当	管理職手当	超勤手当	特殊勤務手当	子ども手当
	補正後	913	2,016	23,789	457	2,892
	補正前	913	2,016	23,789	457	2,892
	比較	0	0	0	0	0

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由内訳	説明	備考
給料	252	人事異動に伴う増減分	252 人事異動による増減	
手当	1	人事異動に伴う増減分	1 人事異動による増減	扶養手当 60 地域手当 7 期末手当 49 勤勉手当 25 住居手当 20

議案第 16 号

平成 22 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 17 号

平成 22 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 18 号

平成 22 年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 19 号

平成 22 年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 20 号

平成 22 年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 2 1 号

平成 2 2 年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 2 年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 2 3 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 22 号

平成 22 年度大阪府泉南市海営宮池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度大阪府泉南市海営宮池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 23 号

平成 22 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 2 4 号

平成 2 2 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 2 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 2 3 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 25 号

平成 22 年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 26 号

平成 22 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 27 号

平成 22 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 28 号

平成 22 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 29 号

平成 22 年度大阪府泉南市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度大阪府泉南市老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第30号

平成22年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成23年9月8日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 3 1 号

平成 2 2 年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 2 年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 2 3 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 3 2 号

平成 2 2 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 2 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 2 3 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 33 号

平成 22 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 34 号

平成 22 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 35 号

平成 22 年度泉南市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 22 年度泉南市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 36 号

平成 22 年度泉南地域広域行政推進協議会会計打切り決算認定について

泉南地域広域行政推進協議会の事務等の取扱いに関する確認書（平成 23 年 2 月 17 日締結）第 1 項の規定により、平成 22 年度泉南地域広域行政推進協議会会計打切り決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 23 年 9 月 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

平成 2 2 年度

打 切 決 算 書

泉南地域広域行政推進協議会

目 録

平成 2 2 年度 泉南地域広域行政推進協議会歳入歳出打切決算書

平成 2 2 年度 泉南地域広域行政推進協議会歳入歳出打切決算事項別明細書

平成 2 2 年度 泉南地域広域行政推進協議会実質収支に関する調書

平成 2 2 年度泉南地域広域行政推進協議会歳入歳出打切決算書

歳入

単位：円

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 分担金及び負担金		0	0	0	0	0	0
	1. 負担金	0	0	0	0	0	0
2. 助成金		0	0	0	0	0	0
	1. 助成金	0	0	0	0	0	0
3. 繰越金		8,196,000	8,195,279	8,195,279	0	0	721
	1. 前年度繰越金	8,196,000	8,195,279	8,195,279	0	0	721
4. 諸収入		4,000	3,624	3,624	0	0	376
	1. 預金利子	4,000	3,624	3,624	0	0	376
	2. 交付金	0	0	0	0	0	0
	3. 公益信託泉州地域 振興基金助成金	0	0	0	0	0	0
	4. 関西国際空港利用 促進・PR事業支援金	0	0	0	0	0	0
	5. 雑入	0	0	0	0	0	0
歳 入 合 計		8,200,000	8,198,903	8,198,903	0	0	1,097

歳出

単位：円

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1.総務費		8,200,000	8,198,903	0	1,097	1,097
	1.総務管理費	8,200,000	8,198,903	0	1,097	1,097
2.予備費	1.予備費	0	0	0	0	0
歳出合計		8,200,000	8,198,903	0	1,097	1,097

歳入歳出差引残額 0円

平成 22 年度 泉南地域広域行政推進協議会歳入歳出打切決算事項別明細書

歳入

単位：円

款	項	目	予 算 現 額					調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	備 考	
			当 初 予算額	補 正 予算額	継 続 費 及 び 繰 越 事業費繰越 財 源 充 当 額	計	節						
							区 分						金 額
1. 分担金及 び負担金			0	0		0		0	0	0			
	1. 負担金		0	0		0		0	0	0			
		1. 負担金		0	0		0		0	0	0		
								1. 負担金	0	0	0	0	
2. 助成金			0	0		0		0	0	0			
	1. 助成金		0	0		0		0	0	0			
		1. 助成金		0	0		0		0	0	0		
								1. 助成金	0	0	0	0	
3. 繰越金			8,195,000	1,000		8,196,000		8,195,279	8,195,279	0			
	1. 前年度 繰越金		8,195,000	1,000		8,196,000		8,195,279	8,195,279	0			
		1. 前年度 繰越金		8,195,000	1,000		8,196,000		8,195,279	8,195,279	0		
								1. 前年度 繰越金	8,196,000	8,195,279	8,195,279	0	平成21年度からの 繰越金 8,195,279
4. 諸収入			21,000	17,000		4,000		3,624	3,624	0			
	1. 預金利子		21,000	17,000		4,000		3,624	3,624	0			
		1. 預金利子		21,000	17,000		4,000		3,624	3,624	0		
								1. 預金利子	4,000	3,624	3,624	0	定期預金利子 3,624

款	項	目	予 算 現 額					調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	備考	
			当 初 予算額	補 正 予算額	継 続 費 及 び 繰 越 事業費繰越 財 源 充 当 額	計	節						
							区 分						金 額
	2. 交付金		0	0		0		0	0	0			
		1. 交付金	0	0		0		0	0	0			
							1. 交付金	0	0	0	0		
	3. 公益信託泉州地域振興基金助成金		0	0		0		0	0	0			
		1. 公益信託泉州地域振興基金助成金	0	0		0		0	0	0			
							1. 公益信託泉州地域振興基金助成金	0	0	0	0		
	4. 関西国際空港利用促進・PR事業支援金		0	0		0		0	0	0			
		1. 関西国際空港利用促進・PR事業支援金	0	0		0		0	0	0			
							1. 関西国際空港利用促進・PR事業支援金	0	0	0	0		
	5. 雑入		0	0		0		0	0	0			
		1. 雑入	0	0		0		0	0	0			
							1. 雑入	0	0	0	0		
歳入合計			8,216,000	16,000	0	8,200,000	0	8,200,000	8,198,903	8,198,903			

歳出

単位：円

款	項	目	予 算 現 額					計	支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考	
			当 初 予算額	補 正 予算額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	節			継 続 費 通 繰 越	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越			
							区 分								金 額
1. 総務費			8,216,000	16,000			8,200,000			8,198,903				1,097	
	1. 総務管理費		8,216,000	16,000			8,200,000			8,198,903				1,097	
		1. 一般管理費	8,216,000	16,000			8,200,000			8,198,903				1,097	
								11. 需用費	26,000	25,335				665	食料費 2,400 印刷製本費 22,935
							19. 負担金 補助及び 交付金	8,174,000	8,173,568				432	協議会廃止に伴う各市町 への返戻金 岸和田市 2,306,846 貝塚市 1,168,599 泉佐野市 1,279,543 泉南市 941,608 阪南市 870,142 熊取町 697,941 田尻町 379,405 岬町 529,484	
2. 予備費			0	0			0			0				0	
	1. 予備費		0	0			0			0				0	
		1. 予備費	0	0			0			0				0	
							1. 予備費	0	0					0	
歳出合計			8,216,000	16,000			8,200,000			8,198,903				1,097	

平成22年度 泉南地域広域行政推進協議会実質収支に関する調書

区 分		金 額 (円)	
1	歳入総額	8,198,903	
2	歳出総額	8,198,903	
3	歳入歳出差引額	0	
4	翌年度への繰り	(1) 継続費通次繰越額	0
	越すべき財源	(2) 繰越明許費繰越額	0
		(3) 事故繰越し繰越額	0
		計	0
5	実質収支額	0	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0	